

学校感染症とその出席停止期間について

種類		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARAS)	
	痘そう	
	南米出血熱	
鳥インフルエンザ(H5N1)		
第2種	インフルエンザ	発症後5日,かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで,または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺,顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日間を経過し,かつ全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し,かつ,症状が軽快した後1日を経過するまで。
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例		
第3種 その他の感染症	感染性胃腸炎(嘔吐下痢症)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	RSウイルス感染症	
	帯状疱疹	
	その他アデノウイルス感染症 ※プール熱・流行性角結膜炎・胃腸炎以外	
その他の感染症()		
通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例		
アタマジラミ	出席可能(タコ,くし,ブラジの共有は避ける)	
水いぼ	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板共有は避ける)	
伝染性膿痂疹	出席可能(プール,入浴は避ける)	

※出席停止基準については,学校医その他の医師の判断によります。

※疾病通知書は診断書をかねておりますので,料金がかかる場合があります。
ご承知おきください。